

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	三重県児童相談所児童記録システムファイル	
2	行政機関等の名称	三重県知事	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・福祉部児童相談支援課 (北勢・鈴鹿・中央・南勢志摩・伊賀・紀州)児童相談所	
4	個人情報ファイルの利用目的	児童相談業務の円滑な実施のため	
5	記録項目	1. ケース番号、2. 児童番号、3. 児童の氏名、性別、生年月日、続柄、住所、本籍、電話番号、学校名、4. 家族の氏名、性別、生年月日、続柄、住所、本籍、電話番号、学校名、職業、勤務先情報、5. 虐待ランク、虐待者、虐待種別、6. 相談経路、7. 相談種別、8. 主訴、9. 父母の生育史、生活養育態度、10. 家族の人間関係、11. リスクアセスメントシート、12. 相談受付年月日、相談内容、13. 一時保護・委託一時保護決定及び解除年月日、保護日数、保護種別、保護先又は委託先、14. 措置決定及び解除年月日、措置名、施設種別、施設名、15. 受診券交付年月日、保険の種類、記号番号、保険者名、16. 措置費に係る負担金の階層決定日、階層区分、負担金額、所得税額、市町村民税額、マイナンバー	
6	記録範囲	児童及びその家族	
7	記録情報の収集方法	児童及びその家族並びに関係機関からの提供	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	三重県警察本部、市町要保護児童対策地域協議会	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三重県子ども・福祉部児童相談支援課 (所在地) 三重県津市広明町13番地	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	備考	・各児童相談所において、所管する区域の児童記録システムファイルを保有している。	